

# 聖籠中学校運営方式に関する中間報告書

令和8年8月

聖籠中学校運営方式検討委員会

## 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| はじめに                            | 1  |
| 用語解説                            | 2  |
| 第1 検討委員会に求められていること              | 3  |
| 1 今後の運営方式の方向性                   |    |
| 2 聖籠中学校校舎の利活用                   |    |
| 3 町民アンケートの在り方                   |    |
| 第2 中学校運営方式の現状                   | 4  |
| 1 教科センター方式導入の経緯                 | 4  |
| 2 教科センター方式の変遷                   | 5  |
| 3 コロナ禍を終えての現状                   | 6  |
| 第3 中学校運営方式をめぐる県外中学校の状況          | 6  |
| 1 視察の目的                         | 6  |
| 2 福島県三春町立三春中学校の視察               | 6  |
| 3 福島県会津若松市立第二中学校の視察             | 7  |
| 4 宮城県大崎市立岩出山中学校の視察              | 8  |
| 5 視察の総括                         | 9  |
| 第4 検討内容                         | 10 |
| 1 委員会における検討の方向性について             | 10 |
| 2 町民意識を図るアンケートについて              | 10 |
| 3 運営方式の分析、考察方法について              | 11 |
| 4 めざす子どもの姿を求めるアンケート・ヒアリング調査について | 12 |
| 5 聖籠町がめざす子ども像を踏まえた運営方式の選択について   | 12 |
| 6 三春中学校の運営方式から学ぶこと              | 14 |
| 7 聖籠中学校の校舎の利活用について              | 14 |
| 第5 まとめ                          | 16 |
| 参考資料                            | 17 |
| 1 聖籠中学校運営方式検討委員会の検討経過           | 17 |
| 2 聖籠中学校運営方式検討委員会名簿              | 17 |
| 3 聖籠中学校運営方式検討委員会設置要綱            | 18 |
| 4 聖籠中学校校舎図                      | 19 |

## はじめに

平成6年（1994年）の聖籠町長選での公約に基づき、当時二つあった中学校（聖籠中学校と亀代中学校）の統合が検討され、平成13年（2001年）4月に新潟県で初めての教科センター方式を取り入れた個に着目した学校運営を基盤とした現在の聖籠中学校が開校した。

開校当初は教科センター方式に対応して校時程を工夫するとともにホームページを活用した生活リズムを構築するため、町費により非常勤講師を5名配置するなど運営支援が行われていたが、生徒の実態に照らしてその都度運営方式の見直しが図られてきた。

中でも、令和2年度（2020年度）に発生した新型コロナウイルス（COVID-19）に対する感染拡大防止及び集団感染リスクの低減措置により、生徒の移動や交流が多い教科センター方式から自教室を固定する学級固定方式への運営方式の切り替えは大きな転換期となったといえる。令和4年度（2022年度）には、新型コロナウイルスの収束を受け、教科センター方式の再開を試みたものの、教員が担任する生徒に目が届かない、移動が多く生徒の混乱を招く、孤立する生徒が生まれるなどの課題が指摘され、再度学級固定型による運営に戻し、現在に至っている状況にある。

聖籠中学校開校以来、このような学校運営の変遷を辿る中、学校が生徒たちとともに豊かで充実した教育活動を安定して展開できるよう、聖籠町総合教育会議において運営方式の方向性について議論が重ねられてきたが、教育に関する有識者による専門的な見解を求める意見が出されたことを受け、聖籠中学校運営方式検討委員会（以後、「委員会」という。）としての報告書を提出するものである。

委員会では、聖籠中学校の運営方式の変遷、国の動向及び町や学校の教育方針、教科センター方式と学級固定型方式のメリット・デメリットの考え方、当時視察を行った学校の現状などの確認をとおり、報告書を取りまとめた。なお、運営方式は校舎施設の状況と深くかかわることから、大小様々な大きさの教室が設置されていること、校舎の半分近くを占めるホームページがあること、2階における空調環境が不十分であることなども考慮したものである。

ここに、委員会の検討結果を「中間報告書」としてとりまとめ、聖籠町教育委員会に報告するものである。

令和8年8月

聖籠中学校運営方式検討委員会

## 用語解説

### ・教科センター方式

生徒が学級の教室に固定されるのではなく、教科ごとの専用教室（教科教室）を設け、生徒が時間割に合わせて移動して学習する運営方式（教科教室型）を発展させた形。「教科ゾーン」または「教科センター」という概念で、教科ごとに教科教室、教科オープンスペース、教科研究室、ゼミ室、準備室等が構成される。生徒はホームベース等を生活・学級活動の拠点とする。

### ・学級固定方式

生徒一人一人に専用の自席がある「学級教室（ホームルーム）を生活・学習の拠点とし、基本的に生徒は移動せず、各教科の教員が教室を巡回して授業を行う運営方式。小・中学校で最も広く採用されている標準的な形態。

### ・教科教室型

「生徒が各教科の教室へ移動して授業を受ける運営方式」全般を指す。理科室や音楽室のように、国語や数学にも専用の部屋を用意し、生徒が移動する形。学級の生活拠点として、ホームベース、ロッカースペース、学級活動用スペース等を別途設ける場合が多い。

### ・学年教科教室型

教科教室型の考え方を採りつつ、主要教科の教科教室や生活拠点のホームベース、学年メディアスペース（学年教務室）を学年ごとにまとまりとして配置・運用する方式。各学年の生徒は主として学年領域内にある教科教室を利用し、必要に応じて教科別の専用設備に移動する。

### ・系列教科教室型

教科教室型を発展させ、関連性の高い教科を「人文」「理数・自然科学」「芸術」などの系列に分け、系列ごとに教室群と共用の学習スペースを配置する方式。

## 第1 検討委員会に求められていること

聖籠町立聖籠中学校では、平成13年（2001年）4月、新潟県内では初めて「教科センター方式」を取り入れた中学校として開校した。しかし、令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止、および集団感染リスクの低減を最優先し、生徒の移動や交流が多い「教科センター方式」から、自教室を固定する「学級固定型」へと運営方式を切り替えて対応してきた。その後、令和4年度（2022年度）に教科センター方式を一時期再開したが、教員が担任する生徒に目が届かない、移動が多く生徒の混乱を招く、孤立する生徒が生まれるなど課題が多く、再度学級固定型に戻し、運営している状況である。一方で、学校の建物は教科センター方式に対応した構造となっており、学級固定型の運営方式での運用には、適応上の課題が含まれることから、今後の運営方式の方向性を定めること、校舎の利活用の方法が求められている。

また、総合教育会議における運営方式の検討においては、実際の町民の声を聞くためのアンケートが必要ではないかとの声が上がっており、町民アンケートの実施と質問項目についても、教育に関する有識者による専門的な見解を求める意見が出された。

### <委員会に求められていること>

- 1 今後の運営方式の方向性
- 2 聖籠中学校校舎の利活用
- 3 町民アンケートの在り方

## 第2 中学校運営方式の現状

### 1 教科センター方式導入の経緯

| 時期    | 主な動き                                                                            |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和30年 | 旧聖籠村と旧亀代村の合併により聖籠村誕生<br>中学校統合は今後の研究課題                                           |
| 昭和52年 | 町制施行により「聖籠町立聖籠中学校」「聖籠町立亀代中学校」に改称                                                |
| 昭和63年 | 町議会において「聖籠中学校と亀代中学校の統合問題」審議                                                     |
| 平成元年  | 町議会において「中学校統合問題」審議                                                              |
| 平成2年  | 住民意向アンケート実施                                                                     |
| 平成3年  | 「聖籠町中学校教育施設に関する調査審議会」条例設置                                                       |
| 平成6年  | 調査審議会「速やかに統合を望むとする答申」提出<br>「中学校統合」「住民対話のまちづくり」を公約とした渡邊町長選出                      |
| 平成7年  | 「統合中学校集落座談会」開催（全21回）<br>通信「中学校二つから一つへ」発行（不定期14回）<br>「統合中学校によせる町民の民意について」具申案町長提出 |
| 平成8年  | 「聖籠町統合中学校建設推進委員会」設置<br>「教科センター方式」との出会い<br>福島県三春町立岩江中と桜中視察                       |
| 平成9年  | 21世紀にむけた新しい学校づくり学習会開催（全3回）<br>「統合中学校建設委員会」設置<br>現場教師・中学生からのヒアリング                |
| 平成10年 | 「統合中学校建設説明会」実施（全3回）<br>先進校視察（岡山県玉島北中、宮城県岩出山中、愛知県旭中、千葉県打瀬中）<br>一般町民及びPTAによる先進校視察 |
| 平成11年 | 「統合中学校を育てる会」発足                                                                  |
| 平成12年 | 「統合中学校の制服を考える会」発足<br>「せいろく共育ひろば みらいのたね」発足<br>統合中学校新校舎完成                         |
| 平成13年 | 聖籠中学校、亀代中学校閉校記念式典挙行<br>「学校と教育について考える学習会」開催<br>新生「聖籠中学校」開校                       |

## 2 教科センター方式の変遷

| 時期     | 非常勤講師 | 授業時間 | 業間時間 | 給食時間 | 昼休時間 | 集団編成  |       |
|--------|-------|------|------|------|------|-------|-------|
|        |       |      |      |      |      | H B   | 学級    |
| 平成13年度 | 5人    | 70分  | 15分  | 45分  | 60分  | 朝・給・終 | —     |
| 平成14年度 | 5人    | 70分  | 15分  | 30分  | 55分  | 朝・給   | 終(月金) |
| 平成15年度 | 5人    | 70分  | 15分  | 30分  | 50分  | 朝・給   | 終(毎日) |
| 平成16年度 | 5人    | 70分  | 15分  | 30分  | 50分  | 朝・給   | 終(毎日) |
| 平成17年度 | 5人    | 70分  | 15分  | 30分  | 50分  | 朝・給   | 終(毎日) |
| 平成18年度 | 5人    | 70分  | 15分  | 30分  | 50分  | 朝・給   | 終(毎日) |
| 平成19年度 | 5人    | 70分  | 15分  | 30分  | 50分  | 朝・給   | 終(毎日) |
| 平成20年度 | 5人    | 70分  | 15分  | 30分  | 40分  | —     | 朝・給・終 |
| 平成21年度 | 5人    | 70分  | 15分  | 30分  | 40分  | 朝     | 給・終   |
| 平成22年度 | 5人    | 60分  | 10分  | 30分  | 40分  | 朝     | 給・終   |
| 平成23年度 | 10人   | 60分  | 10分  | 30分  | 40分  | 朝     | 給・終   |
| 平成24年度 | 9人    | 50分  | 10分  | 35分  | 40分  | 朝     | 給・終   |
| 平成25年度 | 5人    | 50分  | 10分  | 35分  | 40分  | 朝     | 給・終   |
| 平成26年度 | 5人    | 50分  | 10分  | 35分  | 35分  | 朝     | 給・終   |
| 平成27年度 | 5人    | 50分  | 10分  | 35分  | 35分  | 朝     | 給・終   |
| 平成28年度 | 3人    | 50分  | 10分  | 35分  | 30分  | —     | 朝・給・終 |
| 平成29年度 | 3人    | 50分  | 10分  | 35分  | 30分  | —     | 朝・給・終 |
| 平成30年度 | 3人    | 50分  | 10分  | 35分  | 30分  | —     | 朝・給・終 |
| 令和元年度  | 2人    | 50分  | 10分  | 35分  | 30分  | —     | 朝・給・終 |
| 令和2年度  | 3人    | 50分  | 10分  | 35分  | 20分  | —     | 朝・給・終 |
| 令和3年度  | 3人    | 50分  | 10分  | 35分  | 20分  | —     | 朝・給・終 |
| 令和4年度  | 3人    | 50分  | 10分  | 35分  | 25分  | —     | 朝・給・終 |
| 令和5年度  | 3人    | 50分  | 10分  | 35分  | 25分  | —     | 朝・給・終 |
| 令和6年度  | 3人    | 50分  | 10分  | 35分  | 25分  | —     | 朝・給・終 |
| 令和7年度  | 0人    | 50分  | 10分  | 35分  | 25分  | —     | 朝・給・終 |
| 令和8年度  | 0人    | 50分  | 10分  | 35分  | 25分  | —     | 朝・給・終 |

※ 給食時間と昼休時間は、平成14年度から完全週5日制となり変更された。

※ 授業時間は、段階を経て平成24年度から50分授業となっている。

※ 集団編成は、平成21年度と平成28年度に大きく見直されており、平成28年度からは非常勤講師数も見直されている。

### 3 コロナ禍を終えての現状

令和2年度に新型コロナウイルス感染症が流行したことを受け、感染拡大防止等のため、教室の移動や生徒同士の交流が多い教科センター方式から、教室が固定の一般的な学級方式に切り替えた。その後、令和4年度に教科センター方式を一時期再開したが、課題が多く、令和5年度から一般的な学級方式に戻し学校を運営している状況である。

一方、校舎は教科センター方式に対応した構造となっているため、設備の問題も多く、今後の学校運営の方向性が課題となっている。

#### <設備の問題>

- ・教室の大きさが一定ではなく学級利用した場合の教室面積の不足。
- ・施設、敷地維持管理における人的、財政的負担の過大。
- ・気候変動による空調効率の大幅な低下による安全確保上の懸念。
- ・ホームページの利活用停止による、今後の有効活用の方策。

## 第3 中学校運営方式をめぐる県外中学校の状況

### 1 視察の目的

聖籠中学校開校当初に視察を行った県外中学校について、運営方式を変更している状況を現地で確認する。併せて、運営方式を変更する手続きや、現在の校舎の利活用の状況についても確認する。

### 2 福島県三春町立三春中学校の視察

実施日 令和8年7月31日（金）

参加者 教育長、教育委員（3名）、委員会委員（6名）、委員会事務局（5名）

視察対応 三春町教育長、教育課主幹兼指導主事、三春中学校校長

| 項目           | 時期               | 内容                                                                      |
|--------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 教育改革         | 昭和55年<br>(1980年) | ①創造的教育観の確立と教育内容、方法の改革<br>②新しい教育を支える施設・設備の改革<br>③地域住民の教育参加               |
| 4校統合と<br>新校舎 | 平成25年<br>(2013年) | 教科教室型の運営方式であった3校（桜中、要田中、沢石中）と、教科教室型ではなかった三春中の統合による「学年教科教室型」の新しい三春中学校の開校 |

三春中学校の校舎は、「里山との調和」と、「能動的な学習環境」を融合させた現代的なデザインが特徴となっている。「個」を大切にする三春の教育理念から、個性化教育に優位性のある教科教室型を採用している。また、開校当時は各学年5クラスとなっていたことから、学年ごとのまとまりを考慮して、教科教室を学年専用とした「学年教科教室方式」として運用している。これにより、教室移動の負担

は大きく改善した。学級の時間は、割り当てられた教科教室で過ごす。オープンスペースを挟んで教科教室の向かい側に生徒ラウンジを配置し、生徒個人ごとのロッカーを置くことでさらに移動の負担を軽減し、生活拠点を確保した。集団としての同級生意識の希薄化を防いでいる。各階に学年ごとの「教師ステーション」を配置し、教室に近い生徒を把握しやすく、教師が待機しやすい。生徒玄関に隣接した「校務センター」には全職員の席が確保され、校務の集約と効率化が図られている。しかし、「教師ステーション」「教科教室」「校務センター」がそれぞれ存在し、校舎も広大であるため、職員の所在確認や情報共有が困難で、時間を要することが課題となっている。

現在は、開校以来採用している「学年教科教室方式」が充実している。開校当初1学年5クラスであったが少子化が進み、1学年3クラスとなっているものの、学年ごとに教科担任を配置することができている。今後は、発想を変えて諸課題を解決する意識の高い教師集団の育成に尽力し、ハード（校舎等の教育環境）を生かすソフト（教育課程と教師力・地域力）開発こそ、三春町の重点施策となっている。

### 3 福島県会津若松市立第二中学校の視察

実施日 令和8年8月4日（火）

参加者 教育長、委員会事務局（5名）

視察対応 学校教育課長、教育総務課長、学校施設給食課主幹、  
学校教育課主幹兼指導主事、第二中学校校長

| 項目                   | 時期              | 内容                                                                                                                                                      |
|----------------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教科教室型<br>運営方式の<br>導入 | 平成元年<br>(1989年) | ①「新教育課程（ゆとり教育の先駆けとなる改革）」の移行期への対応として、生徒の「関心・意欲・態度」を重視する先進的な学習環境を提示する気風と意欲の高まり<br>②旧校舎の老朽化に伴う改築において、教育理念に合致した21世紀型の校舎にすべきとの考えを実現するための設計者による「教科教室型校舎整備」の提案 |
| 固定教室型<br>の限定的採<br>用  | 令和8年度           | 「教科教室型」の教育活動は誇るべき伝統であるものの、導入時と現在では学校を取り巻く前提条件が違っており、教科教室型を維持することが困難。令和8年度は、1学期の教員の欠員状況を踏まえて、「固定教室型」を採用した。                                               |

第二中学校の校舎は、若松城（鶴ヶ城）の北側に位置し、歴史的景観への配慮（瓦風の屋根、白壁、木をふんだんに使った内装）を行う一方で、内部構造には「教科教室型」と、学校のシンボルとなる吹き抜けの多目的ホール「はだしの広場」、校舎内に設置された渡り廊下ならぬ渡り橋「飛翔橋」が架けられており、城下町を感じさせる建築となっている。教科教室型運営を可能とする教科ごとの教室

は3～4教室あり、教科ごとに研究室が設置されている。研究室は冷房設備が十分でないため、夏期利用はできない。

今年度は、2・3年生は3クラスあるものの、1年生は2クラスとなった。少子化が進むことで教員数確保も難しく、各教科担当は、英語が3名で最大であり、他の教科は2名又は1名となっている。また、技能教科は、兼務での配置となっている。クラス数の減少により、空き教室が増えている。

特別支援学級については、以前まで市内の特別支援を必要とする生徒が第二中学校に集まって学習していた歴史があり、4つの教室とは別に調理が行えるスペースや、多目的スペースが確保されており、充実した学習を実現することができる。現在は、特別支援教室としての利用以外に、医療的ケアを必要とする生徒のサポートをする看護師が処置、待機する部屋としている教室も設定している。

令和8年度は、教員の欠員状況を踏まえて「固定教室型」を採用して運営を行っている。生徒にとっては、居場所がある安心感や移動への負担感がないこと、教員は生徒の様子を把握することが容易にできるため、生徒との対話や教材研究に時間を割くことができると感じており、現状の「固定教室型」運営の採用継続の可能性が高まっている。教科教室型は、十分な教員数が確保されることが土台となって成立するシステムであり、学校の努力で運営できるものではない。

第二中学校に教科教室型を採用する当時も、今年度、教科教室型から固定教室型へ変更した際も、住民への説明などは行っていない。

教科教室型のメリットを生かすためには、「固定教室型ベースで、時期によっては教科教室型を採用する」といったハイブリッドでの運営も選択肢の一つになると考えている。

#### 4 宮城県大崎市立岩出山中学校の視察

実施日 令和8年8月3日（月）

参加者 教育長、委員会事務局（5名）

視察対応 大崎市教育長、教育総務課長、岩出山中学校校長、教頭

| 項目      | 時期           | 内容                                          |
|---------|--------------|---------------------------------------------|
| 運営方式の導入 | 平成8年（1996年）  | 岩出山中学校統合開校と同時に系列教科教室方式を導入                   |
| 廃止の時期   | 平成18年（2006年） | クラスごとに固定教室を持つ方式への変更（移動廃止）は、学校・教育委員会の運営判断による |

校舎は広大で、開放感にあふれ、時計台のモニュメント、芸術棟へと続く長い渡り廊下、「風の翼」という湾曲面の巨大な壁など著名な建築家による設計。開校当初は、ホームルームにあたる教室は設定せず、3階と4階にロッカールームとなる生徒ラウンジがあり、系統別に教室に移動して授業を受けていた。言語系（国語・英語）、自然系（数学・理科）、生活系（社会・技術家庭）の系列の教室が並ぶ。

教室の反対側には系統ごとの研究室（職員室）がある。

3つの中学校が統合して開校した当時は、1学年6クラスを基本として熱気があった。統合開校以降10年間は、系列教科教室方式が採用されていたが、先生方の分散による情報共有の困難、学級経営・生徒指導の課題、業間の移動による授業開始の遅れなどが生じ、平成18年（2006年）より実質的に教科教室方式はとっていない。

ロッカールーム（生徒ラウンジ）は、現在生徒の使用はなく、学校の物置となっており、今後の活用についても検討していない。

さらに現在は、1学年2クラスに減少するまで少子化が進み、教科担当の教員も少なくなったことで、系列教科教室方式の利点も感じられない状況になっており、現場の運営改善として自然に移行されてきている。変更の際にはほとんど議論はなく、議会での話題も雨漏り対応のみ。デザイン重視の建物であったため、維持管理に係る財政面において大変苦心している。

## 5 視察の総括

県外中学校の視察から、各中学校の状況は違っているものの、抱える課題を解決するために運営方式の見直しを行っており、「生徒の移動の負担軽減」と「職員の迅速な情報共有」が、運営方式の検討における重要な論点となることが分かった。運営方式の見直しは、学校と教育委員会で判断しており、地域住民への説明会などは行っていなかった。

また、少子化の進行と同時に学級数の減少が進み、教科教育を充実させるだけの十分な教員数が確保できない学校規模に変わってきた状況も大きく影響していた。「教員数の確保」は、将来の聖籠中学校の状況にも注視すべき視点である。

さらに、実際の校舎を視察したことで、ホームベース（ロッカースペース）については、校舎の在り方として、地域での活用も踏まえてどのように活用していくか検討する必要がある。

## 第4 委員会での検討内容

<第1回委員会> 開催日：令和7年11月14日

### 1 委員会における検討の方向性について

#### (1) 委員会の目的

- ・教育の学識経験者に幅広く意見を伺い、教科センター方式の継続の必要性等、聖籠中学校運営方式について専門的知見から意見を取りまとめ教育委員会に報告する。

#### (2) 委員会における主な意見

- ・教科センター方式でメリットがあったのであればやめるのはもったいない。課題がある一方で、教員の教科の専門性を高めていくことを目指す教科センター方式の意義は大きい。
- ・論点を整理すべき。施設の活用、時代背景、生徒指導、生徒の現状等複数の問題が絡み合っている。現在の使用状況に不具合はないのか。
- ・活用しきれていないホームベースや教室の広さが統一されていないことは不具合ではないか。
- ・教室の使い方はどのように変わってきているのか。
- ・教科センター方式の経験がない教員が、施設の有効な活用方法などの研修を受けずに運営方式を充実させることは難しい。

#### (3) 検討結果

##### 委員会の意見

教科センター方式を取り巻く複数の問題を整理し、これまでの変化を踏まえて運営方式を検討すべきである。

### 2 町民意識を把握するアンケートについて

#### (1) アンケートの目的

- ・教科センター方式を経験した生徒（卒業生）及び教職員が、教科センター方式についてどの様に感じているのか、考えているのかを捉える。

#### (2) 委員会における主な意見

- ・アンケートは当時の学校への印象が強く反映されるのではないかと。それらの結果を委員会がどう受け止めれば良いかが難しい。
- ・令和以降は、教職員の人数が限られ、完全な教科センター方式で授業ができていなかった。授業時間も見直され、一括りに教科センター方式として聞かれると検証は困難。
- ・アンケートの結果が良くても悪くても扱いが難しい。

- ・教科センター方式の評価ではなく、要因分析のための活用としてはどうか。アンケート項目のさらなる検討が必要。
- ・現段階でのアンケートは実施せず、議論が続く中で、アンケートに限らず、必要な情報を適切な方法で調査する。
- ・教科センター方式と学級固定方式のどちらが良いかではなく、聖籠中学校の生徒たちにどのような学校運営をするのが良いかを論点の中心とする。

### (3) 検討結果

#### 委員会の意見

- ①アンケートにこだわらず、要因分析の参考資料としてなど必要な情報を適切な方法で調査する。
- ②聖籠中学校、聖籠町が目指す子ども像の実現に向けて、どのように学校運営をするべきかを論点として検討する。

<第2回委員会> 開催日：令和7年12月17日

### 3 運営方式の分析、考察方法について

#### (1) 運営方式による効果と課題について

- ・総合教育会議で検討されてきたメリットとデメリットから運営方式に起因すると考えられる特徴を基に分類して検討

#### (2) 委員会における主な意見

- ・学級経営として、それぞれの方式でどのような取組がされていたかについては考慮されず、単に同一集団でいる時間の長短だけで整理されているのではない。
- ・学習指導要領における「学級経営」とは、特別活動などの充実や子どもの関係構築を指すとする、教科センター方式ではこれらが成立しないのかどうかを比較して整理すべき。
- ・評価するならば、目標や方針に対して、教科センター方式での教育によりどれだけ近づいたかという評価をするべき。
- ・施設構造上、実現可能となった取組も成果として示す。
- ・教科ラウンジは充実していた。
- ・タブレットが導入されてから、掲示物などの良さを感じにくくなった。掲示物は定期的な張替えが必要で、時間と労力がかかる。
- ・教科センター方式には可能性が非常に感じられるが、労力や生徒の状況によっては、一長一短である。

### (3) 検討結果

#### 委員会の意見

- ①教科センター方式という施設の構造上、教科の環境づくりにおいては教員の意欲的な工夫や挑戦がなされ、教材研究・授業の準備が充実していた。
- ②運営方式を形式的に分けた方法での比較では結論が出せない。

## 4 めざす子どもの姿を求めるアンケート・ヒアリング調査について

### (1) アンケート・ヒアリング調査の必要性

- ・聖籠町が求めている子どもの姿に対して必要なことを検討し、提言するためのアンケートとするのか、教科センター方式の効果検証を目的としたアンケートとするのか。

### (2) 委員会での主な意見

- ・大事なのはこれからの子どもたちをどう育てていくのかということ。アンケートでは、聖籠町民が願っていることや目指したいと思うことを明らかにし、現行の学習指導要領などで求められていることも踏まえながら、聖籠中学校でどのような教育が必要かということを整理していく方向性で検討するべき。
- ・教科センター方式における成果として示せる事実も引き出せるようなアンケートやヒアリングを行い、これまでの良さも生かしながら必要なところを変えていくという組み立てが好ましい。

### (3) 検討結果

#### 委員会の意見

- ①アンケートでは町民が中学校に望んでいることや、どんな子どもになってほしいかということについて意見を聞く。併せて、当時教科センター方式を経験した教職員や卒業生に、教科センター方式で良かったことをヒアリングするという両面で進める。

<第3回委員会> 開催日：令和8年7月24日

## 5 聖籠町がめざす子ども像を踏まえた運営方式の選択について

### (1) 聖籠町がめざす子ども像について

- ・国の動向として、社会の変化と予測困難な時代を迎え、デジタル化の加速と多様化する人との関わり、複雑化する社会課題が進む。そのため、子どもたちの「ウェルビーイング」や「エージェンシー」を重視し、未来が規定されるのではなく未来を創造する、どんな未来が望ましいのか、自ら価値を定めることが

重要。カリキュラムの改革は進んでおり、個別の知識の集積にとどまらない概念としての深い理解を実現するためには、学校のシステムとして「子どもの学びと育ちを語り合う環境」と「子どもが学びを統合していくことを支える環境」が重要となる。

- ・ 聖籠町教育委員会では「未来を創る子どもの育成」を将来像としている。社会全体で子どもを育む風土の上に立ち、非認知能力の伸長、支え高め合い学び合う学級風土づくり、「アレッ?!」がある授業づくり、考える力の活用・伸長の場の設定をとおして、「とんがりの推奨」という資質・能力の向上を目指した教育に努めている。
- ・ 聖籠中学校ではグランドデザインを基本として、教育目標に「より善い生き方を追究する生徒」を掲げ、「自立・共生・創造」を学校運営の柱としている。「より善い生き方」は「ウェルビーイング」につながっており、一人ひとりが幸せになることを考え続け、善いと思うことをやってみることを支援し、自己決定することを大切にしている。

## (2) 委員会での主な意見

- ・ 開校当初に理想とした形での教科センター方式に戻すことは現実的ではない。
- ・ 学級固定方式の学年教務室に変更したことは、近くに教員がいることで生徒の安心感につながり、学校全体は落ち着いている印象がある。
- ・ 教科センター方式では教科教務室での授業づくりが充実していた。現在は、教科を超えた授業づくりを目指している。
- ・ 現代の子どもたちはつながる経験が薄く、ホームベースを拠点としてそれぞれが散っていく運営方式は、子どもの育ちの状態からも難しい。しかし、教科部会を行う時間を、調整授業時間制度を利用して確保してはどうか。
- ・ 授業において意見を交流するためには、学級で心理的安全性が確保されていなければならない。
- ・ ホームベースは特別支援教室として活用してはどうか。

## (3) 検討結果

### 委員会の意見

- ①学級ベースは崩さず、教科をどのように意識するか。視察を踏まえて校舎の利活用についても検討する。

<第4回委員会> 開催日：令和8年7月31日 【三春中学校視察時】

## 6 三春中学校の運営方式から学ぶこと

### (1) 視察結果

#### 第3 中学校運営方式をめぐる県外中学校の状況

##### 1 福島県三春町立三春中学校の視察 (5ページ参照)

### (2) 委員会での主な意見

- ・生徒の安心、安全、心理的安全性を確保するにはクラス・学年があって、先生方がすぐそこにいる安心感が重要。授業改善が学力向上に関わる。
- ・学年ごとにまとまるとすれば、生徒ラウンジの荷物をどのように収納させるか、生徒の導線をコンパクトにするための工夫が必要。
- ・三春の学年教科教室型は、聖籠中でも工夫次第で実現可能ではないか。教科の世界に浸れる環境は、生徒の教科係と教員が協力して作り上げることも考えられる。

### (3) 検討結果

#### 委員会の意見

- ・学級ベースとし、今までの教科センター方式の良さを活用しながら教科の学習が充実するようにする。そして、具体化に向けて大事なことは何かについても、委員会としてまとめて報告書に入れる。

<第5回委員会> 開催日：令和8年8月25日

## 7 聖籠中学校の校舎の利活用について

### (1) 聖籠中学校から提出された理想像の考え方

- ・学年学級をベースとした学校運営を行うため、学年ごとにまとまるよう教室を配置する。
- ・全教職員を中央教務室に集めることで、迅速な情報共有や教員の所在確認を可能とする。
- ・現在の特別支援学級の配置を継承し、中央教務室に近い場所に配置する。
- ・教室側のホームベースは、男女それぞれの更衣室や様々な用途で活用できる多目的室として学校で活用し、学校が使用しないスペースについては、地域住民の活用を含めた町事業等の利用を検討する。

### (2) 委員会での主な意見

- ・校舎の構造上、教室の拡張等できないことが多く考えられるため、既存の校舎をどう活用するかを考えるべきである。
- ・「管理しやすさ」ではなく「子どもたちの学習環境の充実」を軸に置いた検討

が必要。

- ・従来型の中学校の在り方に戻すという考え方ではなく、この校舎だからできる活用方法の検討が重要である。
- ・学級ベースを基本としつつ、グループ学習や個別学習などの様々な学習形態を想定し、現状生徒の荷物置きになっているオープンスペース等の空間を学習のために使えるような検討が必要である。

### (3) 検討結果

#### 委員会の意見

- ・現在の校舎の特徴を踏まえて、子どもたちの学習環境が充実するような活用方法を学校と教育委員会が協力して検討を行う必要がある。
- ・校舎の特徴を踏まえた、充実した教育環境の実現には、町及び教育委員会による人的、物的支援を検討する必要があることを報告書に付帯する。

## 第5 まとめ

本委員会では、中学校の運営方式について検討を行ってきた。これまでの教科センター方式の効果や理念の継承を踏まえつつ、教職員にとっても稀有な運営方式の維持・活用の困難さ、物的・人的支援の維持に係る予算確保等課題は多く、開校当時の理想に立ち戻って教科センター方式を運用することよりも、現時点で実際に運用されている学級固定方式を継続し、教科センター方式の良さを活用しつつ運用することが望ましいと結論付けた。教科センター方式の良さとは、教科の環境づくり、教材研究・授業の準備の充実を大切にできるシステムを示している。学級固定方式においても、開校当初の理念の具現化、現在の町や中学校、ひいては今後の国が目指す子ども像の実現について、学校が創意工夫をもって当てることで実現可能となると判断した。

また、校舎の利活用においては、目指すべき子どもの姿を念頭に置き、現在の校舎の特徴を生かした活用方法について、学校と教育委員会が協力して検討を行う必要がある。

本委員会は、教育関係の有識者として議論を行い、現段階における検討内容の報告書として提出するものである。求められている子どもの姿を実現するためには、運営方式や教室配置等の環境を整えることはもちろん、聖籠中学校の目指す子ども像や子どもたちを育む環境の在り方を念頭に、検討を進めてきた。最終的に、具体的な運営については、運営母体である学校が実際の運用を考え工夫しつつ、実現に向けた教育委員会の支援が重要であるとの認識である。

### 付帯意見

教科センター方式を目的として建設された校舎を学級固定方式で運営するには、教室の狭さや、生徒の荷物の置き場所の確保が課題である。校舎を有効活用し、充実した教育環境とするためには、町及び教育委員会の人的、物的な支援を検討する必要がある。

## 参考資料 1

### 聖籠中学校運営方式検討委員会の検討経過

本委員会が町から求められた役割は、中学校運営方式に関する以下のことについて基本的な考え方を示すことであり、資料に基づき、検討を実施した。

|       | 開催日              | 内 容                                                 |
|-------|------------------|-----------------------------------------------------|
| 第 1 回 | 令和 7 年 11 月 14 日 | ①聖籠中学校運営方式検討委員会における検討の方向性について<br>②町民意識を図るアンケートについて  |
| 第 2 回 | 令和 7 年 12 月 17 日 | ③運営方式の分析、考察方法について<br>④めざす子どもの姿を求めるアンケート・ヒアリング調査について |
| 第 3 回 | 令和 8 年 7 月 24 日  | ⑤聖籠町がめざす子ども像を踏まえた運営方式の選択について                        |
| 第 4 回 | 令和 8 年 7 月 31 日  | ⑥三春中学校の運営方式から学ぶこと                                   |
| 第 5 回 | 令和 8 年 8 月 25 日  | ⑦聖籠中学校校舎の利活用について                                    |

## 参考資料 2

### 聖籠中学校運営方式検討委員会名簿

(敬称略)

| N0 | 氏名     | 所属                | 区分                          |
|----|--------|-------------------|-----------------------------|
| 1  | 大橋 伸夫  | 新潟青陵高等学校          | 学識経験者                       |
| 2  | 有井 優太  | 新潟大学教職大学院         | 学識経験者                       |
| 3  | 島津 秀人  | 新潟県教育庁<br>下越教育事務所 | 県教育庁の職員または県教育庁に勤務した経験のある者   |
| 4  | 田中 健太  | 聖籠中学校             | 聖籠中学校の職員または聖籠中学校に勤務した経験のある者 |
| 5  | 諏訪 健太  | 聖籠中学校             | 聖籠中学校の職員または聖籠中学校に勤務した経験のある者 |
| 6  | 丸田 磨里  | 新発田市教育委員会         | 聖籠中学校の職員または聖籠中学校に勤務した経験のある者 |
| 7  | 宮川 佳代子 | 新発田市教育委員会         | 聖籠中学校の職員または聖籠中学校に勤務した経験のある者 |

※田中 一史 (新潟県教育庁下越教育事務所) 人事異動に伴い令和 7 年度末をもって退任

【任期：令和 7 年 11 月 1 日～令和 9 年 10 月 31 日】

## 聖籠中学校運営方式検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 聖籠町立聖籠中学校（以下「聖籠中学校」という。）における学校運営方式に関し、幅広い知見から意見を得るため、聖籠中学校運営方式検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、教育長の求めに応じ次の事項について提言、助言等をおこなうものとする。

- (1) 聖籠中学校の学校運営方式に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員8名以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 新潟県教育庁の職員または新潟県教育庁に勤務した経験のある者
- (3) 聖籠中学校の職員または聖籠中学校に勤務した経験のある者
- (4) その他教育長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び代理者)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

### (委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育未来課、教育委員会子ども教育課、総合政策課において処理する。

### (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この告示は、告示の日から施行する。

# 聖籠中学校校舎図

